

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

当別町は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道当別町長

公表日

令和2年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税の賦課及び徴収事務を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から各種証明書等を発行する。</p> <p>地方税分野の事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課に関する業務②地方税に係る収納管理業務、過誤納金の還付・充当業務及び滞納整理業務③軽自動車台帳の管理④課税・非課税証明書、所得証明書、評価証明書、公課証明書、納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行業務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	住民情報システム(個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム)、申告支援システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 14, 115, 116, 117, 120, 121の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	当別町 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	当別町(総務部税務課) 石狩郡当別町白樺町58番地9 0133-23-2330
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	当別町(総務部税務課) 石狩郡当別町白樺町58番地9 0133-23-2330

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月19日	I 1③システムの名称	総合行政情報システム	住民情報システム	事後	
令和3年10月19日	II 1、2いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年9月8日	II 1、2いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月8日	I 1②事務の概要	<p>・市町村は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>地方税分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人住民税の賦課・徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③固定資産税の賦課・徴収 ④都市計画税の賦課・徴収 ⑤評価証明書、公課証明書の発行 ⑥軽自動車台帳の管理 ⑦軽自動車税の賦課・徴収 ⑧納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税の賦課及び徴収事務を行う。</p> <p>・納税者等からの申請に基づき、税情報から各種証明書等を発行する。</p> <p>地方税分野の事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課に関する業務 ②地方税に係る収納管理業務、過誤納金の還付・充当業務及び滞納整理業務 ③軽自動車台帳の管理 ④課税・非課税証明書、所得証明書、評価証明書、公課証明書、納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行業務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	文言の整理(実務内容に変更なし)
令和5年11月8日	I 4②事務の概要		番号法第19条第8号 別表第二に121の項の追加	事後	
令和5年11月8日	II 1、2いつの時点の計数か	令和4年 4月 1日	令和5年 9月 1日	事後	